

○文部科学省告示第七十二号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和八年文部科学省令第十八号）の施行に伴い、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）は令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月十八日

文部科学大臣 松本 洋平